

平成 30 年 10 月 1 日
公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構

スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律 施行にあたってのコメント

本日、本年 6 月 13 日に成立した「スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律」が施行され、これからは本法律のもとで国内アンチ・ドーピング活動が展開されることとなります。

我が国のアンチ・ドーピング活動を統括する機関として、国内で初のアンチ・ドーピングの推進に関する法律の成立にご尽力頂いた全ての関係者に感謝申し上げますと共に、その役割と責任を改めて認識し、アスリート、サポートスタッフ、スポーツ競技会運営団体、日本スポーツ振興センター、政府と協働し、より実効性の高いアンチ・ドーピング活動を推進していく所存です。

これからラグビーワールドカップ 2019 年大会、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などの国際競技大会の開催を控える我が国にとって、本日施行される法律の実効性については、国際的にも非常に注目されていると考えられます。

当機構としては、アンチ・ドーピングに関する人材の育成、研究開発の促進、教育・啓発活動の推進、情報の共有、国際協力の推進等におけるより一層の拡充に努めます。そして、アスリートがスポーツ、そしてアンチ・ドーピング活動の中心であるという共通認識の基、関係機関間との連携強化に取り組んで参ります。

本法律の趣旨に基づき、日本アンチ・ドーピング機構は、クリーンでフェアなスポーツの実現を通して、スポーツの発展に貢献して参ります。そしてスポーツの領域だけでなく、社会におけるフェアネス（公平・公正さ）を支える活動として、アンチ・ドーピング活動を推進して参ります。